

アップデート6. 27のご案内

拝啓時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。 平素は、「社労法務システム」を御愛顧いただきまして誠にありがとうございます。

さて、このたび下記の内容のソフトウェア アップデートを行いましたので、ご確認下さい。

敬具

記

アップデート 6.27

<概要>

1. 本年度の年末調整の法改正対応

1) 本年度の改正内容

2) 各種申告書の改善

2. 健康保険料等の計算の改善

1) 保険料算出方法の改善

2) 端数処理区分の改善

3. 全銀銀行データの更新

4. その他改善と不具合の対応

1) 個人情報の健保と厚年の保険料区分等の一覧変更機能の追加

2) 70 歳以上被用者登録の要望と不具合対応

3) 賃金台帳の不具合対応

4) 給与賃金台帳の不具合対応

5) 一括申請の不具合対応

6) 離職証明書の不具合対応

5. 今後のアップデート予定について

2

3

3

4

4

<改訂履歴>

バージョン	アップデート公開日	改定項目	改定内容
6.27.0	2026/10/09	—	初版

アップデート内容

1. 本年度の年末調整の法改正対応

1) 本年度の改正内容

① 基礎控除の改正

次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

合計所得金額		改正前	改正後	令和 10 年以降
	132 万円以下	95 万円	104 万円	99 万円
132 万円超	336 万円以下	88 万円	104 万円	62 万円
336 万円超	489 万円以下	68 万円	104 万円	62 万円
489 万円超	665 万円以下	63 万円	67 万円	62 万円
665 万円超	2,350 万円以下	58 万円	62 万円	62 万円
2,350 万円超	2,400 万円以下	48 万円	48 万円	48 万円
2,400 万円超	2,450 万円以下	32 万円	32 万円	32 万円
2,450 万円超	2,500 万円以下	16 万円	16 万円	16 万円

② 給与所得控除の見直し

(1) 給与所得控除について、65 万円の最低保障額が 74 万円に引き上げられました。

(2) 給与所得控除の改正に伴い、令和 8 年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」及び

令和 9 年分以後の「源泉徴収税額表」が改正されました。

給与等の収入金額		改正前	改正後	令和 10 年以降
	190 万円以下	65 万円	74 万円	その収入金額×30%+8 万円 (69 万円未満となる場合は 69 万円)
190 万円超	220 万円以下	その収入金額×30%+8 万円		

令和8・9年分の給与等の収入金額が 69 万 1,000 円以上 220 万円未満である場合には、その給与等に係る給与所得の金額は、下記の金額となります。

給与等の収入金額	69 万 1,000 円以上 74 万 1,000 円未満	74 万 1,000 円以上 219 万 1,000 円未満	219 万 1,000 円以上 219 万 3,000 円未満	219 万 3,000 円以上 219 万 6,000 円未満	219 万 6,000 円以上 220 万円未満
その給与等に係る 給与所得の金額	なし	その収入金額-74 万円	145 万 1,000 円	145 万 3,000 円	145 万 6,000 円

③ 扶養親族等の所得要件の改正

基礎控除の引上げに伴い、次の表のとおり、扶養親族等の対象となる扶養親族等の所得制限が改正されました

扶養親族等の区分	所得要件 (令和 8・9 年分における収入が給与だけの場合の収入金額)	
	改正後	改正前
扶養親族	62 万円以下 (136 万円以下)	58 万円以下 (123 万円以下)
同一生計配偶者	同上	同上
ひとり親の生計を一にする子	同上	同上
特定親族	62 万円超 123 万円以下 (136 万円超 197 万円以下)	58 万円超 123 万円以下 (123 万円超 188 万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	62 万円超 133 万円以下 (136 万円超 207 万円以下)	58 万円超 133 万円以下 (123 万円超 201 万 5,999 円以下)
勤労学生	89 万円以下 (163 万円以下)	85 万円以下 (150 万円以下)

④ 年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例

(1) 新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合の令和 8・9 年分の一般生命保険料控除の控除額は下記のとおり計算することとなりました。

年間の新生命保険料		控除額
	30,000 円以下	新生命保険料の金額
30,000 円超	60,000 円以下	新生命保険料×1/2+15,000 円
60,000 円超	120,000 円以下	新生命保険料×1/4+30,000 円
120,000 円超		一律 60,000 円

(2) 旧生命保険料及び上記(1)の適用がある新生命保険料を支払った場合の令和 8・9 年分の一般生命保険料控除の適用限度額が 6 万円とされました。

1. 本年度の年末調整の法改正対応

続き

2) 各種申告書の改善

- ・令和 8 年度 給与所得者の保険料控除等申告書
年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例に伴い、23 歳未満の扶養家族を印刷できるように改善を行いました。
- ① 印刷条件設定画面の改善を行いました。
 - 1) 23 歳未満の扶養親族一覧が表示されるように改善を行いました。
 - 2) 印刷有無欄に「23 歳未満の扶養親族」を追加しました。 この選択により印刷するかなどを選択することができます。
 - ・「印刷有無」は、23 歳未満の扶養親族を印刷するかの判断に使用します。
 - ・「住所又は居所」は、23 歳未満の扶養親族の住所又は居所の印刷に使用します。
 - 3) 下記項目により、23 歳未満の扶養親族一覧の選択欄にチェックを付けることができます。
 - 「23 歳未満の先頭扶養親族にチェックを付ける」
 - 源泉控除が対象の扶養家族がない場合は、先頭に表示されている扶養親族の選択にチェックが付きます。
 - 「23 歳未満の源泉控除対象者の内、先頭扶養親族にチェックを付ける」
 - 源泉控除が対象で先頭に表示されている扶養親族の選択にチェックが付きます。
 - ※ 上記にチェックを付けた場合は「上記の条件の扶養親族を選択」をクリックすることで選択にチェックが付きます。
 - 4) 源泉控除が対象外の扶養家族を表示する場合は、下記にチェックを付けることで表示することができます。
 - 「源泉控除対象外且つ被扶養者でなくなった日が登録されている扶養家族を表示する」

2. 健康保険料等の計算の改善

1) 保険料算出方法の改善

健康保険料(介護保険料と子ども・子育て支援金を含む)に誤差が発生する場合があるとの問い合わせがありましたので保険料算出方法に「⑤ 標準報酬月額×(健保料率+介護料率)+標準報酬月額×支援金率」を追加しました。

2) 端数処理区分の改善

健康保険料と厚生年金保険料について、1円の誤差が発生する場合があるとの問い合わせがありました。
現状では、「51銭以上切り上げ」としていますが、正しくは「50銭以下切り捨て」が正しいことが判明しましたので、事業所情報の健保端数処理区分と厚年端数処理区分に「指定切捨」を追加しました。

(指定切捨を選択すると、自動的に「50 銭以下」が表示されます)

※ 複数の事業所の設定を変更する場合がありますので、事業所情報管理メニューの「☆事業所社会保険設定」に端数処理区分一括変更の機能を追加しました。

※ 保険料算出方法と端数処理区分の改善により、給与計算や賞与計算、保険料のお知らせ等を対応しています。

3. 全銀銀行データの更新

銀行・支店の合併・新設・廃止等により、共通銀行マスタ登録画面で追加時に表示する銀行一覧表を更新しました。

- ・追加された銀行はありません。
- ・下記の銀行が削除されています。(全銀銀行コードがなくなりました)

全銀銀行コード	銀行名
537	福邦
3917	うご農協
8019	広島ゆたか農協
8653	にじ農協
8656	みい農協
9456	福島県信漁連

- ・下記の銀行の銀行名が変更されています。(全銀銀行コードに変更はありません)

全銀銀行コード	銀行データ旧.銀行名	銀行データ新.銀行名
8660	久留米市農協	福岡久留米農協

4. その他改善と不具合の対応

- 1) 個人情報の健保と厚年の保険料区分等の一覧変更機能の追加
個人情報(社会保険)の健保と厚年の保険料区分等(指定額)を一覧形式にて変更できる機能を追加しました。
・メニューバー又はツールバーに「健保厚年指定額一覧」を追加しました。
- 2) 70歳以上被用者登録の不具合対応
生年月日が「2月29日」の場合に、70歳以上被用者登録を行うと実行時エラーが発生するとの報告がありましたので、対応を行いました。
- 3) 賃金台帳の要望と不具合対応
 - ① 勤怠項目印字設定にて、全ての勤怠項目を一括で設定できるようにとの要望がありましたので、対応を行いました。
 - ・「全て「ゼロを印字する」を選択」と「全て「ゼロを印字しない」を選択」の機能追加を行いました。
 - ・複数の事業所を一括で設定できるように機能追加を行いました。
 - 「事業所一覧にて設定」にて事業所を一覧形式で表示して設定できるように、対応を行いました。
 - ② 下記の不具合が報告されましたので、対応を行いました。
 - ・「その他手当の合計」が印刷されない。
対象用紙
賃金台帳(A3-2) <給与期間>
賃金台帳(A4-2) <給与期間>
賃金台帳(B4-2) <給与期間>
 - ・賞与の健康保険・厚生年金・雇用保険・所得税が給与に加算されて印刷される。
対象用紙
賃金台帳(A3-2) <給与期間>
賃金台帳(B4-2) <給与期間>
- 4) 給与賃金台帳の不具合対応
 - ① 「その他手当の合計」が印刷されないとの報告がありましたので、対応を行いました。
 - ② 印刷項目設定を行うと実行時エラーが表示される場合があるとの報告ありましたので、対応を行いました。
発生する要因は下記の通りです。
3つ以上の給与項目を1つの項目として設定している場合で、途中の給与項目を削除した場合に発生します。
- 5) 一括申請の不具合対応
雇用保険資格喪失届(連記式)(離職票交付あり)の手続において、離職証明書画面を表示して完了を行うと、仕様チェックプログラムにてエラーが発生する場合があるとの報告がありましたので、対応を行いました。
※ 離職理由が定年且つ、定年後の継続希望を希望していなかった場合に発生します。
- 6) 離職証明書の不具合対応
支払期間の基礎日数が0日で表示される場合があるとの報告がありましたので、対応を行いました。

5. 今後のアップデート予定について

本年度の年末調整の第2弾の対応(11月初旬頃)

その他の要望等による改善など

※ 実際のアップデートについては、各対応が出来次第お送りいたします。

※ アップデート予定については、予告なく変更される場合があります。また、順番についても状況等により変更となる場合があります。